平成２１年（フ）第１８３号
神奈川県小田原市板橋上河原348番地
破産者　株式会社建勝
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８５０号
東京都世田谷区喜多見６丁目４番13号
破産者　株式会社チャンプ
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３６８１号
愛知県瀬戸市山の田町99番地の２
破産者　有限会社木下金型製作所
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７００号
名古屋市緑区大高町字己新田175番地の１
破産者　株式会社名和精工
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第１０８２８号
大阪府八尾市西弓削２丁目191番地
破産者　株式会社デベロ
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１２１号
大阪市中央区北浜４丁目７番28号
破産者　ＷＯＷ　Ｂｒａｎｄｓ　Ｊａｐａｎ株式会社
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２５４２号
大阪市西区西本町１丁目７番19号
破産者　株式会社リチャード
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２９６号
大阪府茨木市橋の内１丁目13番21号　佐伯隆方、住民票上の住所大阪府茨木市橋の内２丁目10番27号
破産者　日生保罐工業所こと　佐伯　　悟
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２５６号
大阪府東大阪市下小阪５丁目８番４号
破産者　株式会社田辺工務店
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７４８号
大阪市淀川区西中島６丁目６番６号
破産者　株式会社大志建設
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４５８号
大阪市西区新町１丁目14番39号
破産者　有限会社Ｔｓｕｇｕｍｕ
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００２１号
大阪府豊中市今在家町７番７号
破産者　有限会社ワイザー技研
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３３５号
大阪府八尾市宮町６丁目９番50号
破産者　有限会社サンエーズ
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３９２号
大阪市淀川区西宮原２丁目７番53号Ｍａｒｕｔａビル６Ｆ
破産者　株式会社マサキ貿易
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５号
広島県福山市山手町３丁目７番39号、旧住所広島県福山市山手町５丁目26番23号　グットプランタン203
破産者　吉川　文敏
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第５７８号
高知市弘化台15番９号
破産者　岡本海産株式会社
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９２３号
高知市北秦泉寺19番地２
破産者　株式会社アクアサービス
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４６７号
熊本県上益城郡甲佐町田口430番地３
破産者　有限会社光永鉄筋工業
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第３０４１号
札幌市白石区中央１条７丁目１―16
破産者　有限会社リンクアップ
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３号
北海道旭川市四条通８丁目1703番地５
破産者　株式会社総健
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７３号
北海道旭川市忠和五条４丁目２番２号
破産者　株式会社高井土木工業
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５７号
茨城県高萩市大字高萩797番地の９
破産者　有限会社常北住宅設備
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部